

市県民税が変わります。

「地方でできることは地方に」という方針のもといわゆる三位一体改革が進められています。地方団体は国が国税として集めた財源の中から国庫補助金を受けており、その行財政システムは必ずしも自主性が高いとはいえません。

このため、地方団体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるよう国の所得税から地方の住民税へ、3兆円規模の税源移譲が平成19年から行われます。

市県民税所得割の税率が10%に統一されます。

課税所得額	市民税	県民税
200万円以下	3%	2%
200万円超 700万円以下	8%	
700万円超	10%	3%

→

課税所得額	市民税	県民税
— 律	6%	4%

また、これに伴い、国税（所得税）の税率構造も見直されます。

課税所得額	税率
330万円未満	10%
900万円未満	20%
1,800万円未満	30%
1,800万円以上	37%

→

課税所得額	税率
195万円以下	5%
195万円超 330万円以下	10%
330万円超 695万円以下	20%
695万円超 900万円以下	23%
900万円超 1,800万円以下	33%
1,800万円超	40%

税源の移し替えなので、所得税と市県民税を合わせると負担額はこれまでと変わりませんが、定率減税の廃止、高齢者非課税措置の廃止等の要因により、負担額が増える場合もあります。

税源移譲について、さらに詳しくはこちら

鹿児島県税務課(<http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/zei/izyo/gaiyo/juminzei.html>)

全国地方税務協議会(<http://www.zenzeikyo.jp/index.html>)

(税額の試算ができます)